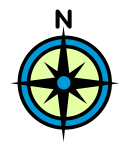
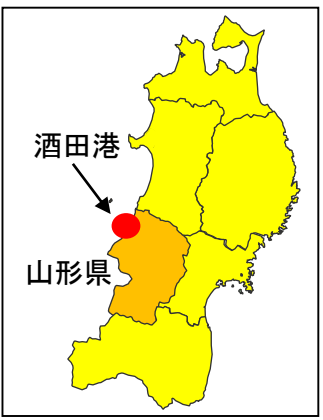


# 酒田港 港湾計画一部変更 前回改訂：平成18年7月（目標年次：平成30年代前半）

平成27年3月10日  
交通政策審議会  
第59回港湾分科会  
資料6

港湾管理者：山形県



— 凡例 —

- 重要港湾
- 地方港湾
- 高速道路
- 主要一般道
- 空港

20km

# 酒田港の全景

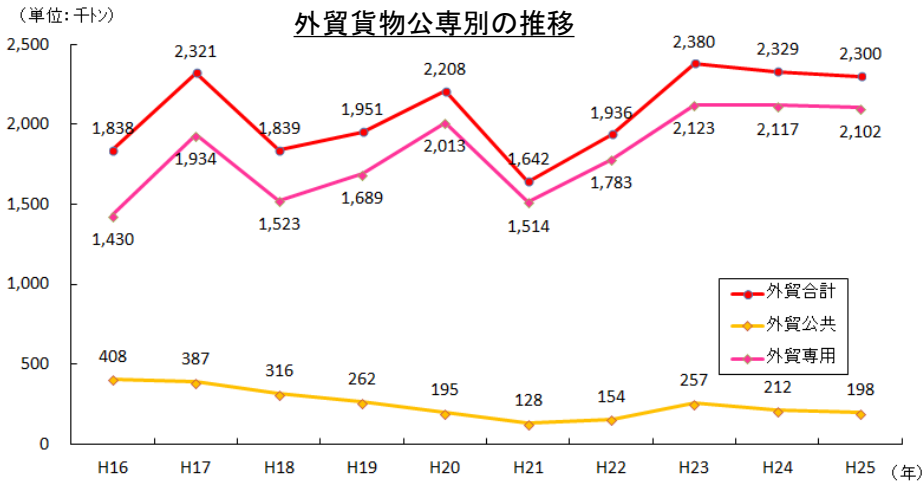
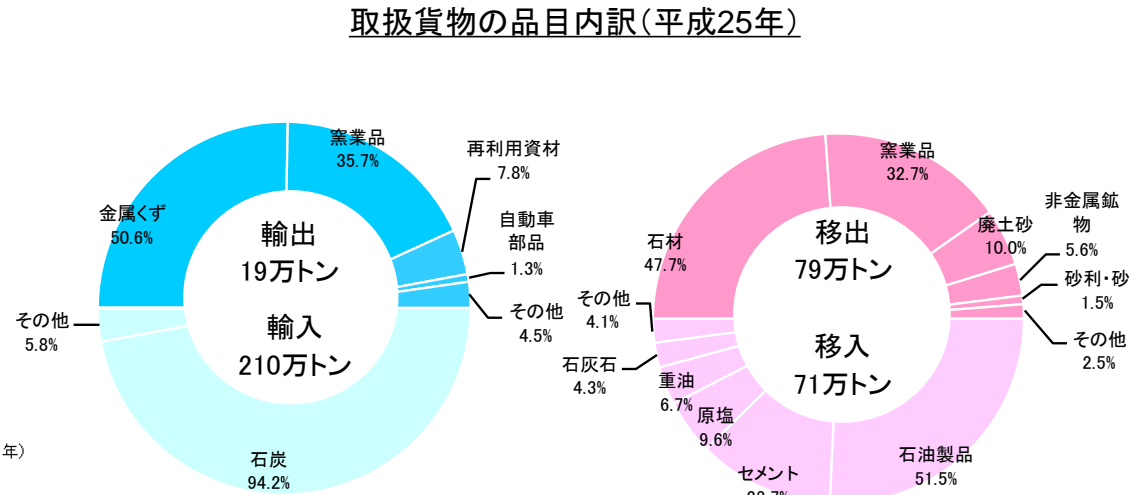
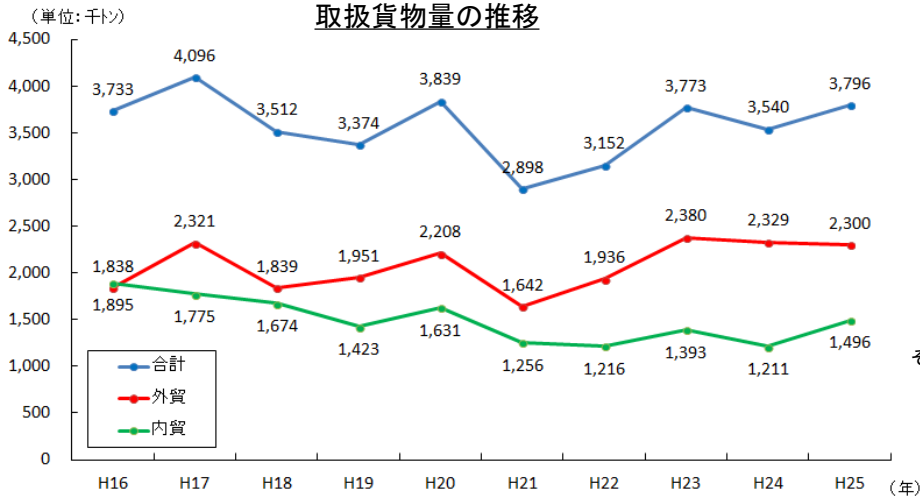


○ 企業の立地促進及び港湾の環境整備を図るため、土地利用計画を変更する。

〔 外港地区 海面処分用地41.0ha → 工業用地37.1ha、緑地3.9ha 〕

# 酒田港の概要

- 酒田港は、山形県唯一の重要港湾であり、物流・産業活動を支える基盤として重要な役割を担っている。
- 主要貨物は、火力発電所の燃料となる石炭(輸入)のほか石材並びに石油製品である。
- 貨物量としては大きくはないものの、リサイクル関連貨物や外貿コンテナ貨物が近年増加している。



## 酒田港の主な定期航路(平成27年3月1日現在)

| 外貿コンテナ航路  | 船社名                | 便数     |
|-----------|--------------------|--------|
| 韓国航路      | 高麗海運(株)<br>長錦商船(株) | 4便/週   |
| その他内航定期航路 | 船社名                | 便数     |
| 酒田～飛島(離島) | 酒田市定期航路事業所         | 1～2便/日 |



# 酒田港の主な利用状況（リサイクル関連貨物）

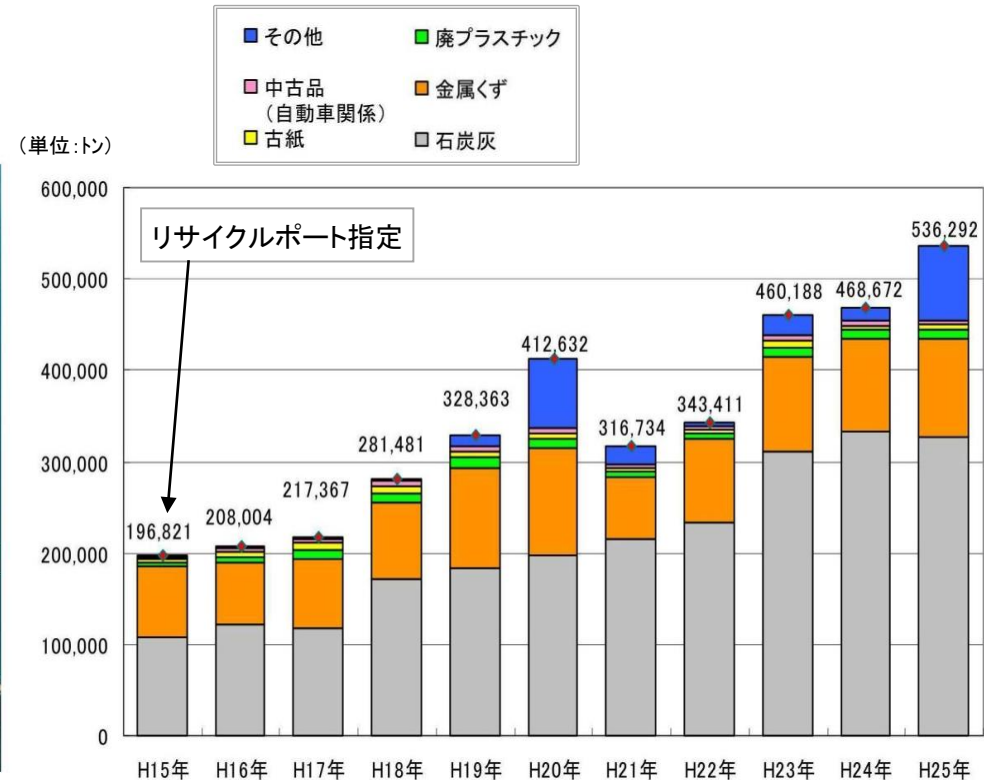
- 酒田港は、リサイクル関連貨物など静脈物流ネットワークの拠点となる総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）に平成15年4月に指定された。
- 周辺には21社の環境・リサイクル関連企業が立地し、うち14社は指定後に立地している。
- リサイクル関連貨物は、順調に取扱を増やし、平成25年は平成15年の約2.7倍の貨物量となっている。

## 酒田港周辺のリサイクル関連企業の立地状況

- :リサイクルポート指定後の立地企業等
- :リサイクルポート指定前の立地企業等
- :環境関連企業
- :リサイクル関連企業

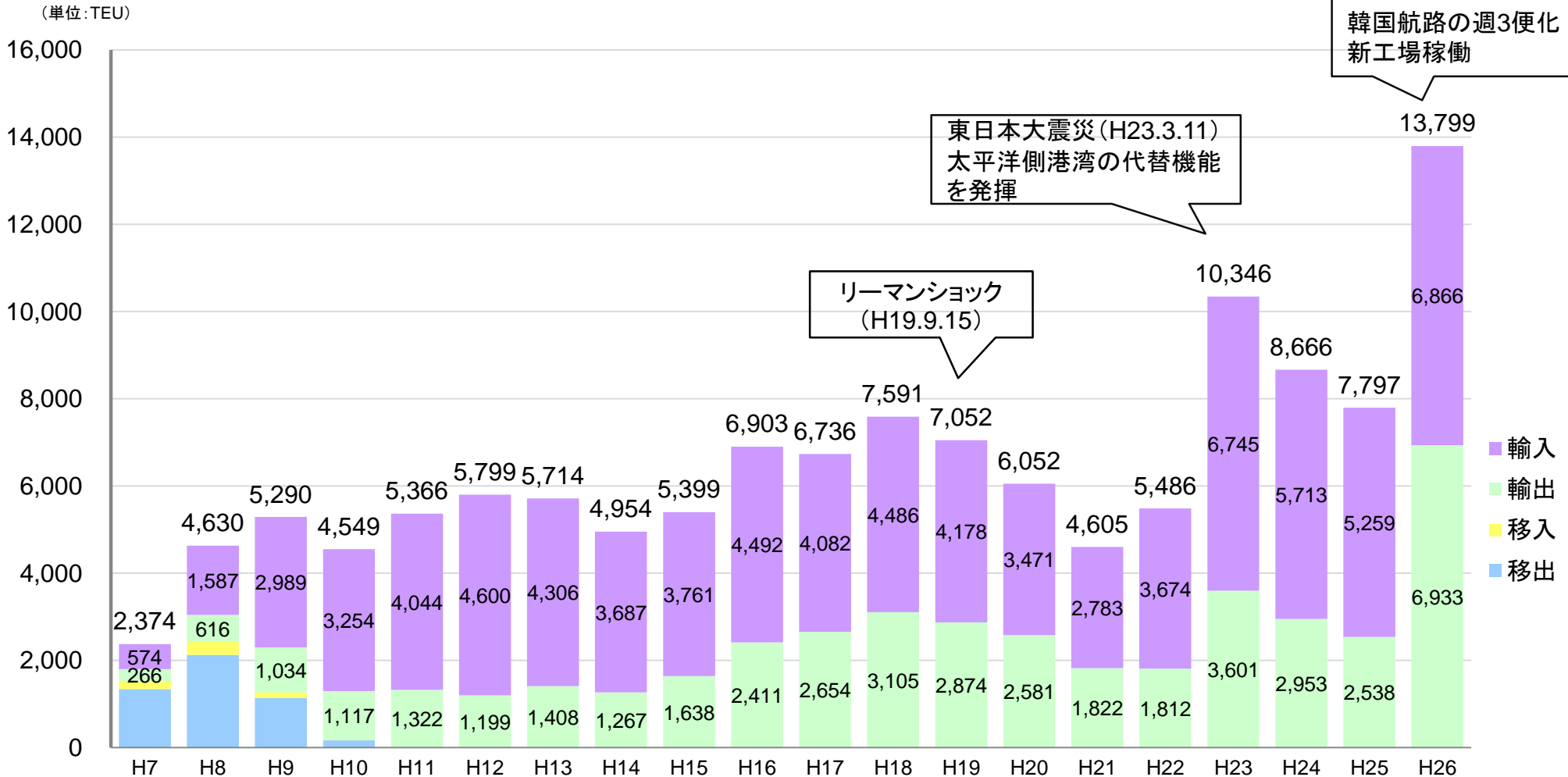


## 酒田港のリサイクル関連貨物量の推移



# 酒田港の主な利用状況（コンテナ貨物）

- 平成26年3月に国際定期コンテナ航路（韓国航路）が週3便化され、同年4月に背後に立地する紙おむつ工場の新設・本格稼働後、輸出貨物量は大幅に増加し、平成26年は過去最高のコンテナ取扱量となった。
- 平成27年2月末には韓国航路が更に1便増えて週4便化され、さらに同第2工場が平成27年夏に稼働を始めることから、さらに取扱量が増大する見込み。



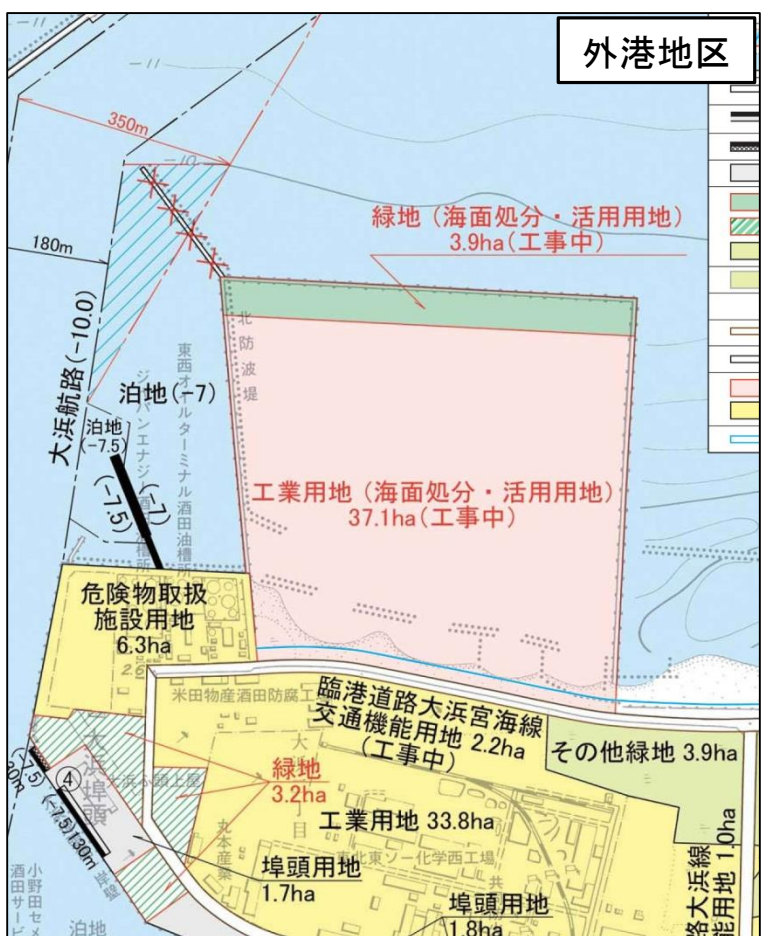


# 酒田港 港湾計画一部変更の内容

- 港湾工事に伴う浚渫土砂の処分場として整備してきた外港地区海面処分用地の竣工が近づいており、後述する土地利用ニーズが見込まれることから、企業の立地促進及び港湾の環境整備を図るため、海面処分用地から工業用地及び緑地に土地利用計画を変更する。
- 工業用地には、製造関連やバイオマス発電プラント等の企業立地を想定している。

**既定計画** ・海面処分用地 41.0ha〔削除〕

**今回計画** ・工業用地 37.1ha〔既定計画の変更〕  
・緑地 3.9ha〔既定計画の変更〕



| 確認事項             | 国としての確認の視点  |
|------------------|---|
|                  | 基本方針※   |
| 土地利用計画<br>(外港地区) | <p>I 今後の港湾の進むべき方向</p> <p>1 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築</p> <p>(2)臨海部の産業立地・活動環境の向上</p> <p>経済のグローバル化の進展、東アジア地域の急成長、企業の国際分業の進展等の中で、製造業を中心とする企業は最適生産地を求めて、国や地域を選択する時代となっており、東日本大震災を受けてその傾向はますます強くなると考えられる。</p> <p>また、臨海部における国内外からの産業立地や設備投資を促進することにより、我が国産業の国際競争力を向上させるとともに、雇用や所得の創出等により地域を活性化させることが必要である。</p> <p>このため、原材料等のバルク貨物等を輸送する船舶の大型化や企業立地等に対応した港湾施設の整備、臨海部の有効活用・再編による用地の提供を行うとともに、ターミナル隣接地における大型特殊貨物を円滑に輸送するための措置や幹線道路網とのアクセスの確保について関係機関と連携して取り組む。</p> <p>また、産業活動を支える高度なサプライチェーンを構築するため、荷さばき、流通加工、在庫管理等ロジスティクス機能を備えた物流産業の誘致・育成を進める。</p> |

※港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(平成26年12月19日国土交通省告示1167号)